

平成26年度第2回島根県生徒指導審議会次第

平成26年11月14日(金)

15:00~17:00

分庁舎 教育委員室

1. 開会

2. 教育長挨拶

3. 第1回審議会の質疑への回答

教職員のメンタルヘルスについて

4. 報告

島根県いじめ問題対策連絡協議会の開催について

5. 議事

【議題1】平成25年度児童生徒の問題行動等の状況について

【議題2】いじめへの対応について

6. 意見交換

7. 閉会

島根県生徒指導審議会委員

氏 名	職 業 等	備 考
肥後 功一	島根大学理事・副学長	
丸山 創	島根丸山法律事務所	
竹下 久由	安来第一病院名誉院長	
土江 正司	島根県臨床心理士会会長	
安田 朝行	島根県人権擁護委員	
繁浪 啓子	元小学校長	
烏田 政己	元中学校長	欠席
尾庭 昌喜	元高等学校長	
加納 眞澄美	元県警察少年補導職員	

(敬称略)

教育委員会事務局

氏 名	所 属 等	備 考
藤原 孝行	教育長	
吉城 聖顕	教育監	
春日 仁史	教育センター所長	代理
高橋 泰幸	学校企画課長	
原田 雅史	特別支援教育課長	
堀江 隆典	保健体育課長	
荒木 正秀	社会教育課長	代理
恩田 克幸	人権同和教育課長	
吉崎 朗	教育指導課子ども安全支援室室長	
長田 茂男	" "	調整監
秋月 弘司	" "	企画幹
山根 登	" "	指導主事
小川 宏幸	" "	指導主事
野田 寛志	" "	指導主事

資料

- 目的 心の健康の保持増進・心の不健康な状態への早期対応・円滑な職場復帰と再発予防
- 平成18年3月公示「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に示されている4つのケアにそって、メンタルヘルス事業を整理

【4つのケアの推進】

セルフケア ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減、対処するケア（管理監督者も含む）

【内容】

- ・ストレスへの気づき
- ・ストレスへの対処
- ・自発的な相談

【事業者が取り組むこと】

- ・セルフケアに関する教育研修・情報提供
- ・相談体制の整備
- ・セルフチェックを行う機会の提供

メンタルヘルス研修会

【対象】全教職員対象研修（常勤講師等を含む）

県内3か所

*教職経験11年目研修者の選択研修と位置づけ

・教職経験6年目研修（教育センター研修）

【実施内容】セルフケアを中心とした内容で、精神科医師及び臨床心理士等による講演

全教職員対象研修は松江・大田・浜田地区で開催

6年目研修は、東部・西部各1回、

- ①メンタルヘルスに関するパンフレットの配布【対象】新規採用教職員
- ②メンタルヘルスハンドブックの配布【対象】教育職経験6年目研修者

長時間労働者の医師による面接指導（該当者に過重労働対策セルフチェック表による自己チェック）

【実施内容】長時間労働者は産業医（学校管理医）による面接指導を受ける

心とからだの健康相談等の利用

各所属における職員研修

厚生労働省HP「こころの耳」（5分でできる職場のストレスチェック）等の活用。公立学校共済組合島根支部TPからアクセス可

ラインによるケア 管理監督者が心の健康に関して職場環境等の改善や、部下に対する相談に対応するケア

【内容】

- ・職場環境等の把握と改善
- ・部下からの相談対応

【事業者が取り組むこと】

- ・ラインによるケアに関する教育研修・情報提供（相談対応・職場復帰への支援等含む）

メンタルヘルスマネジメント研修

【対象】各所属で管理監督の立場にある者

【実施内容】ラインによるケアを推進するため、精神科医等による講演及び演習（東部・西部各1回開催）

管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブックの配布

長時間労働者の医師による面接指導

【実施内容】所属の長時間労働者について産業医（学校管理医）による面接指導を受ける。面接指導を受けた労働者について就業上の措置を行う。

・職場復帰支援プログラム（事務局等職員の職場復帰支援プログラム）利用者への受け入れ

各所属の衛生委員会等での調査審議を受けた職場環境改善等

事業場内産業保健スタッフ等によるケア

教職員健康管理センター等による心の健康づくり対策の推進と教職員及び管理監督者を支援するケア



【内容】

- ・教職員及び管理監督者への支援
- ・事業場外資源とのネットワークの形成とその窓口相談



【事業者が取り組むこと】

- ・セルフケア及びラインによるケアの支援
- ・教育研修の企画・実施
- ・職場環境の評価と改善
- ・相談対応、保健指導等

心とからだの健康相談【P ～ 参照】

- ① 専門カウンセラー（精神科医）による相談
【実施内容】1回/月、県内3カ所で開催（松江・出雲・浜田）
- ② 保健師による相談
・随時の対応（来所・電話・E-mail等）
- ③ 臨床心理士による巡回相談（対象：県立学校）

職場復帰支援プログラム（事務局等職員の職場復帰支援プログラム）利用者への支援、関係機関との調整等

- ① 島根県教育委員会復職審査会（事務局）
- ② 島根県教育委員会専門復職審査会（事務局）

長時間労働者の医師による面接指導の実施の調整（県立学校以外）

総括衛生委員会での調査審議
本庁衛生委員会での調査審議

衛生管理者等研修会の開催

【実施内容】各所属の衛生管理者等を対象に年2回（東部・西部）開催
※所属のメンタルヘルスを推進するため講演等

事業場外資源を利用したケア

事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受けるケア

【公立学校共済組合事業】

- ・教職員健康相談24（委託先：ティーベック）
- ・面談によるメンタルヘルス相談事業（民間の相談室紹介）
（委託先：ティーベック）
- ・メンタルヘルス相談（公立学校共済組合中国中央病院）
- ・心の悩みホットライン（公立学校共済組合中国中央病院）
- ・こころとカラダのリセットセミナー
県内3カ所

健康相談実施状況

ア 専門カウンセラー（内科医師・精神科医師）による健康相談

（年次別状況）

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
相談件数	20	35	32	22	27

内科医師による健康相談はH20年度で廃止

（平成25年度相談者の概要）

	合計	対象者の性別			対象者の年齢					所 属		
		男	女	不詳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	不詳	小中	県	その他 不詳
相談件数	27	18	9	0	3	7	5	6	6	11	14	2
構成割合(%)		66.7	33.3		11.1	25.9	18.5	22.2	22.2	40.7	51.9	7.4

（相談者との続柄）

	合計	本人	家族	職場	その他
相談者数（人）	32	21	5	5	1
相談者構成割合（%）		65.6	15.6	15.6	3.1

イ 県立学校教職員のための臨床心理士による巡回相談（H21年度新規）

（年次別状況）

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
相談回数	266	366	432	443	427
相談延件数	547	926	1,344	1,381	1,254
1回当たりの件数	2.06	2.53	3.11	3.12	2.94

（平成25年度相談者の概要）

	合計	対象者の性別			対象者の年齢						
		男	女	不詳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	不詳
相談延件数	1,254	641	607	6	1	199	298	357	381	13	5
構成割合(%)		51.1	48.4	0.5	0.1	15.9	23.8	28.5	30.4	1.0	0.4

	合計	職 種			
		管理職	一般教員	事務職員等	不詳
相談者数（人）	1,254	142	943	154	15
相談者構成割合（%）		11.3	75.2	12.3	1.2

ウ 保健師による相談状況

(ア) 教職員健康管理センターにおける相談

(年次別状況)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
相談件数 (件)	204	169	183	112	186
(再)メンタルの相談件数 (件)	147	137	116	68	133
(再)メンタルの相談構成割合 (%)	72.1	81.1	63.4	60.7	71.5

(相談方法)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
電話 (件)	173	130	102	91	41+102
来所 (件)	30	23	33	15	10+18
E-メール (件)	2	16	48	6	2+13
合 計	205	169	183	112	53+133

(H21年度：1名が電話+メール相談)

(平成25年度相談者の概要)

	合計	対象者の性別			対象者の年代						対象者の所属		
		男	女	不詳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	不詳	小中	県	その他 不詳
相談件数	186	122	57	7	16	28	71	48	2	21	38	141	7
(再掲)メンタルの相談	133	88	38	7	4	20	53	35	0	21	36	90	7
相談の構成割合 (%)		65.6	30.6	3.8	8.6	15.1	38.2	25.8	1.1	11.3	20.4	75.8	3.7
(再掲)メンタルの相談構成割合(%)		66.2	28.6	5.3	3.0	15.0	39.8	26.3	0	15.8	27.1	67.7	5.3

(平成25年度相談者との続柄)

	合計	本人	家族	職場	その他不詳
相談者数 (人)	186	56	5	106	19
(再)メンタルの相談者数 (人)	133	43	3	72	15
相談者の構成割合 (%)		30.1	2.7	57.0	10.2
(再)メンタルの相談構成割合(%)		32.3	2.3	54.1	11.3

(4) 私傷病休暇・休職状況

①年度別私傷病休暇取得状況

- ・対象者 市町村立小中学校、県立高等学校及び特別支援学校の教育職員で当該年度に30日以上私傷病休暇を取得し、各所属から県教育委員会へ報告があった者
- ・疾病区分 私傷病休暇取得にあたり届出された疾病のうち、主たる疾病名1つについて福利課で集計したもの

単位：実人員

疾病CD	疾病分類名 (社会保険表章疾患分類表に基づき分類)	年度				
		H21	H22	H23	H24	H25
I.	感染症及び寄生虫症	3	4	1	0	1
II.	新生物	14	18	18	19	9
III.	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	1	0	0	0	1
IV.	内分泌、栄養及び代謝疾患	1	2	1	0	1
V.	精神及び行動の障害	29	44	33	33	33
VI.	神経系の疾患	1	1	1	3	1
VII.	眼及び付属器の疾患	0	0	2	2	0
VIII.	耳及び乳様突起の疾患	0	0	1	0	9
IX.	循環器系の疾患	2	1	5	4	2
X.	呼吸器系の疾患	0	0	0	0	3
X I.	消化器系の疾患	3	0	1	5	4
X II.	皮膚及び皮下組織の疾患	0	0	0	2	0
X III.	筋骨格系及び結合組織の疾患	7	3	10	9	0
X IV.	尿路性器系の疾患	2	4	4	0	0
X V.	妊娠、分娩及び産じょく	12	7	13	12	10
X VI.	周産期に発生した病態	0	0	0	0	0
X VII.	先天奇形、変形及び染色体異常	0	0	0	0	0
X VIII.	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	1	0	0	5	9
X IX.	損傷、中毒及びその他の外因の影響	5	2	3	0	5
合 計		81	86	93	94	88
市町村立及び県立学校の教育職員数（概数）		7,931	7,866	7,704	7,701	7,655
精神及び行動の障害による休暇者数／教育職員数（％）		0.37	0.56	0.43	0.43	0.43

*市町村立及び県立学校の教育職員数（概数）は、学校基本調査の数値を参照した。（松江市立女子校除く）

②年度別休職状況

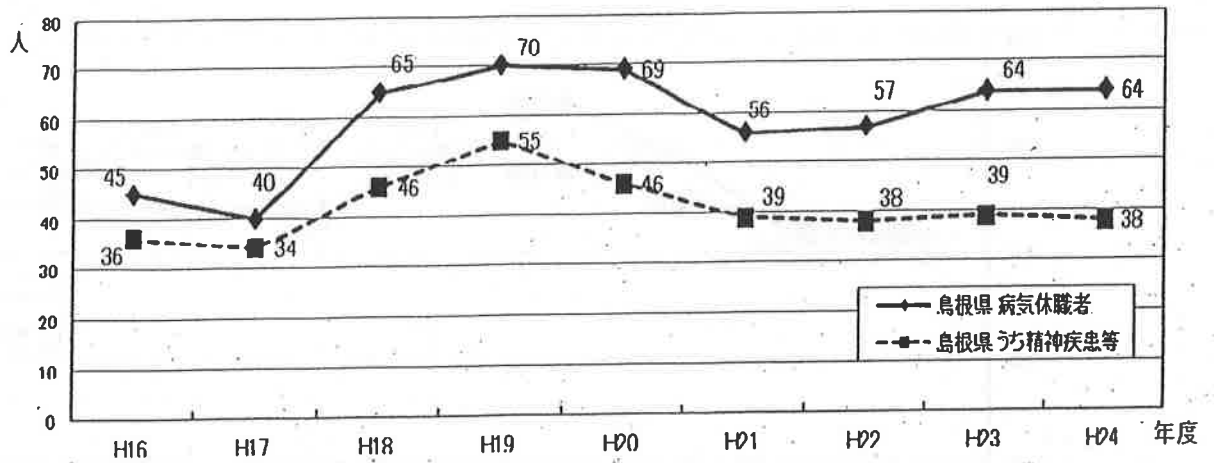
単位：人

年 度		H20	H21	H22	H23	H24
島根県	在職者数 (A)	7,934	7,966	7,866	7,740	7,701
	病気休職者数 (B)	69	56	57	64	61
	うち精神疾患による 休職者数 (C)	46	39	38	39	38
	在職比(精神疾患休 職者 (C) /在職者 (A)	0.58%	0.49%	0.48%	0.50%	0.49%
	病気休職者比(精神 疾患休職者 (C)/病 気休職者数 (B)	66.7%	69.6%	66.7%	60.9%	62.3%
全国	在職者数 (A)	915,945	916,929	919,093	921,032	921,673
	病気休職者数 (B)	8,578	8,627	8,660	8,544	8,341
	うち精神疾患による 休職者数 (C)	5,400	5,458	5,407	5,274	4,960
	在職比(精神疾患休 職者 (C) /在職者 (A)	0.59%	0.60%	0.59%	0.57%	0.54%
	病気休職者比(精神 疾患休職者 (C)/病 気休職者数 (B)	63.0%	63.3%	62.4%	61.7%	59.5%

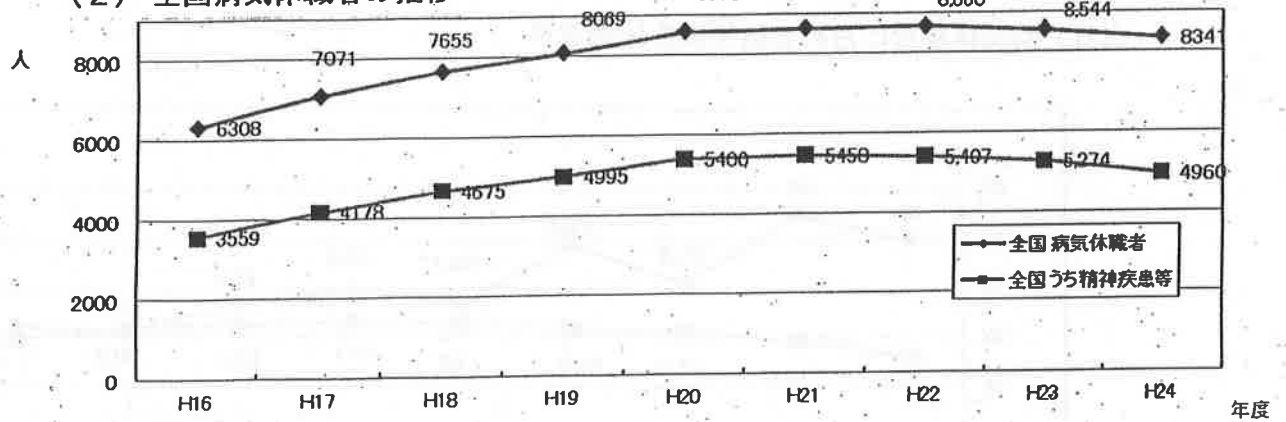
出典根拠：文部科学省初等中等教育企画課「教育職員に係る懲役処分等の状況について」

(注)「在職者数」は、当該年度の「学校基本調査報告書」における公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員(本務者)の合計

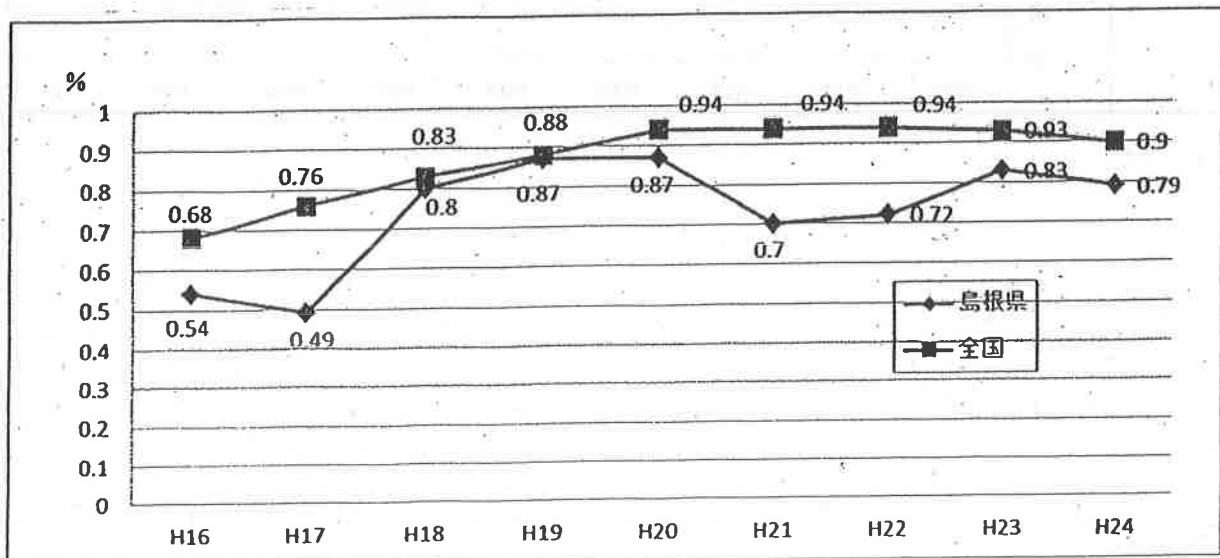
(1) 島根県病気休職者の推移



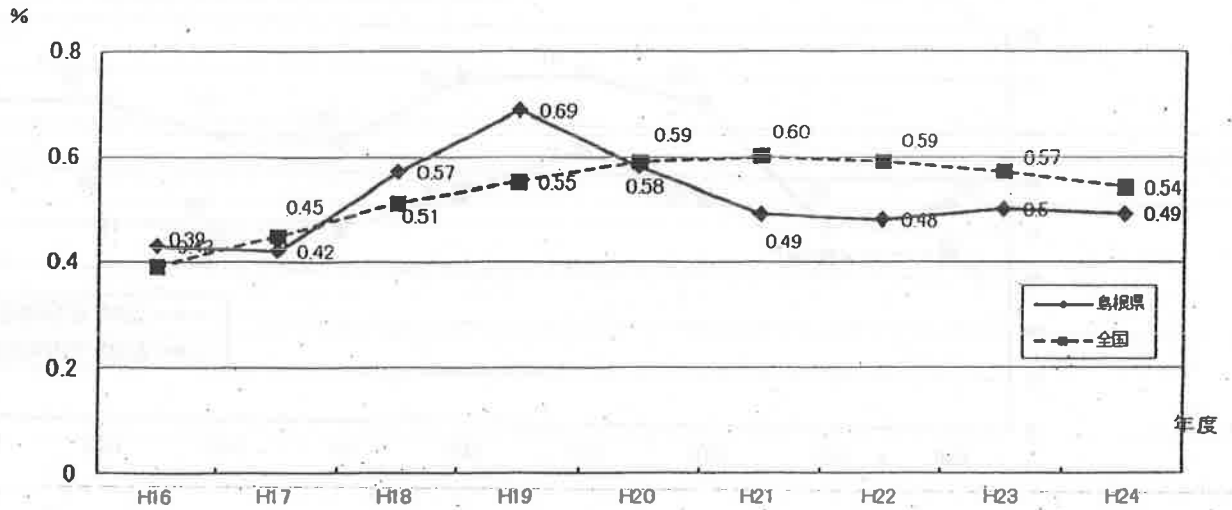
(2) 全国病気休職者の推移



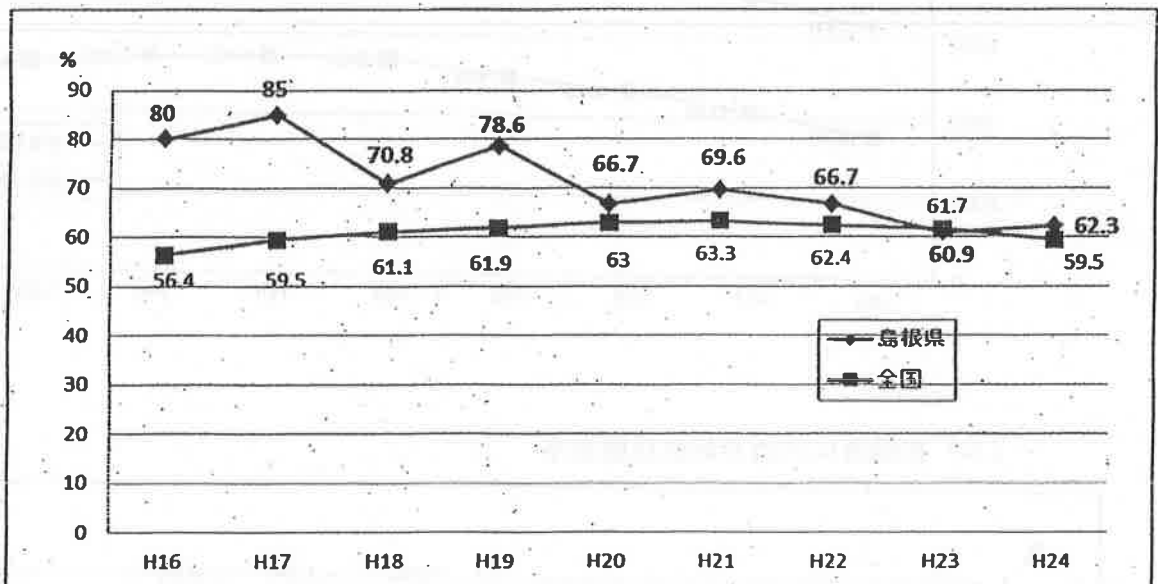
(3) 在職者に占める病気休職者率



(4) 在職者に占める精神疾患休職者率



(5) 病気休職者に占める精神疾患休職者率



教員（正規）の休職状況

在職者に占める病気休職者・精神疾患の状況

(単位:人)

		H21	H22	H23	H24	H25
小学校	在職者数	3,056	3,120	3,078	3,056	2,992
	うち病気休職者数 (在職者に占める病気休職者の割合)	23 0.8%	20 0.6%	23 0.7%	29 0.9%	19 0.6%
	うち精神疾患による休職者数 (全休職者数に占める精神疾患による休職者数の割合)	17 73.9%	10 50.0%	12 52.2%	19 65.5%	10 52.6%
中学校	在職者数	1,735	1,750	1,712	1,714	1,702
	うち病気休職者数 (在職者に占める病気休職者の割合)	13 0.7%	20 1.1%	20 1.2%	17 1.0%	18 1.1%
	うち精神疾患による休職者数 (全休職者数に占める精神疾患による休職者数の割合)	8 61.5%	15 75.0%	13 65.0%	11 64.7%	6 33.3%
高等学校	在職者数	1,468	1,445	1,434	1,406	1,371
	うち病気休職者数 (在職者に占める病気休職者の割合)	17 1.2%	10 0.7%	13 0.9%	8 0.6%	12 0.9%
	うち精神疾患による休職者数 (全休職者数に占める精神疾患による休職者数の割合)	12 70.6%	8 80.0%	8 61.5%	5 62.5%	8 66.7%
特別支援学校	在職者数	680	685	696	712	719
	うち病気休職者数 (在職者に占める病気休職者の割合)	3 0.4%	7 1.0%	8 1.1%	7 1.0%	4 0.6%
	うち精神疾患による休職者数 (全休職者数に占める精神疾患による休職者数の割合)	2 66.7%	5 71.4%	6 75.0%	3 42.9%	3 75.0%
合計	在職者数	6,939	7,000	6,920	6,888	6,784
	うち病気休職者数 (在職者に占める病気休職者の割合)	56 0.8%	57 0.8%	64 0.9%	61 0.9%	53 0.8%
	うち精神疾患による休職者数 (全休職者数に占める精神疾患による休職者数の割合)	39 69.6%	38 66.7%	39 60.9%	38 62.3%	27 50.9%

經濟學考卷(附參考答案)

第貳節 選擇題(共 50 題, 每題 2 分, 共 100 分)

題號	選項	題號	選項	題號	題目	答案
1	A	21	B	41	下列何者為「實質經濟」？	B
2	B	22	C	42	下列何者為「名目經濟」？	C
3	C	23	D	43	下列何者為「貨幣經濟」？	D
4	D	24	A	44	下列何者為「物價經濟」？	A
5	A	25	B	45	下列何者為「物價指數」？	B
6	B	26	C	46	下列何者為「物價指數」？	C
7	C	27	D	47	下列何者為「物價指數」？	D
8	D	28	A	48	下列何者為「物價指數」？	A
9	A	29	B	49	下列何者為「物價指數」？	B
10	B	30	C	50	下列何者為「物價指數」？	C
11	C	31	D			
12	D	32	A			
13	A	33	B			
14	B	34	C			
15	C	35	D			
16	D	36	A			
17	A	37	B			
18	B	38	C			
19	C	39	D			
20	D	40	A			
21	A	41	B			
22	B	42	C			
23	C	43	D			
24	D	44	A			
25	A	45	B			
26	B	46	C			
27	C	47	D			
28	D	48	A			
29	A	49	B			
30	B	50	C			

第1回島根県いじめ問題対策連絡協議会について

1. 日 時 平成26年9月12日(金) 14:00～16:30
2. 場 所 県民会館第1多目的ホール
3. 出席者 別紙出席者名簿のとおり
4. 会議の概要

(1) 会長の選任

会 長：小川 巖氏(国立大学法人島根大学教育学部長)

(2) 島根県いじめ問題対策連絡協議会要綱の承認

賛成多数により承認された。

(3) 県内のいじめの状況及び対応について

①平成24年度の問題行動等生徒指導上の調査よりいじめの状況について説明。

②今年度の子ども安全支援室の施策及び島根県いじめ防止基本方針を説明。

(意見) ・いじめの対応について、県内の良い取組事例をとりまとめ、紹介してほしい。

(4) 各関係機関・団体から取組について説明

青少年育成島根県民会議、島根県民生児童委員協議会、松江地方法務局、松江少年鑑別所、NPO法人ほっと・すぺーす21、NPO法人チャイルドラインしまね、島根県弁護士会、障がい福祉課、児童相談所、心と体の相談センター、人権同和教育課

(5) 意見交換

○いじめを受けて学校に通えなくなった子どもやその保護者の声を聞くため、NPO法人YCスタジオ代表の木村氏に出席を求め、意見を聞いた。

(意見) ・一番大事なことは、いじめによって子どもが命を絶たないこと。そのために学校に行かないことも選択肢の一つという捉えも必要。

・学校に行かなくなったことにより、その子の将来が不利にならないような配慮が必要。

○子どもだけでなく、大人の世界にもいじめはある。職場や自治会等でも人権教育を一緒に行っていく必要がある。

○民間に保護者が気軽に相談できる場所が必要。

○この協議会が情報交換の場だけではもったいない。いじめ問題の対策についての提案を出せる場になってほしい。また、その対策の実践に向けて具体的な意見が出る会議であってほしい。

○地域や学校の枠のないところで、子どもが逃げ込めるような場所があるとよい。

○いろいろな子どもが居場所を確保するためには、一つの物差しで人を計るのではなく、いろいろなところに居場所があるような複線的な社会を作っていくといけない。

第1回島根県いじめ問題対策連絡協議会出席者名簿

分野	機関及び団体	役職	氏名
教育 (学校) (市町村教委) (PTA)	島根県小学校長会	古志原小校長	鈴木 理生
	島根県中学校長会	宍道中校長	小田川 俊明
	島根県公立高等学校長協会	松江工高校長	舟木 健
	島根県私立中学高等学校連盟	副会長	永島 一雄
	島根県市町村教育委員会連合会	会長	内藤 富夫
	島根県市町村教育長会		(欠席)
	島根県高等学校PTA連合会	会長	幸増 浩一郎
	島根県PTA連合会	会長	津森 良治
	島根県特別支援学校PTA連合会	会長	矢島 元博
	島根県私立中学高等学校PTA連合会		(欠席)
福祉	青少年育成島根県民会議	会長	吉長 義親
	島根県民生児童委員協議会	理事	荒木 伸子
人権	松江地方法務局人権擁護課	人権擁護係長	園山 幸久
	島根県人権擁護委員連合会	子ども人権委員会副委員長	松浦 英篤
警察等	松江少年鑑別所	首席専門官	村上 芳巳
	島根県警察本部少年女性対策課	課長補佐	三浦 洋子
相談窓口 (電話相談)	NPO法人ほっと・すぺーす21	理事長	周藤 八重子
	NPO法人チャイルドラインしまね	理事長	高山 幸子
学識経験者等	国立大学法人島根大学教育学部	教育学部長	小川 巖
	島根県弁護士会	副会長	古津 弘也
	島根県臨床心理士会	理事	荒川 ゆかり
	島根県社会福祉士会	会員	深貝 登志子
島根県	総務部総務課	企画員	加納 康弘
	環境生活部環境生活総務課	調整監	持田 尚美
	〃 人権同和対策課	調整監	志食 清一
	健康福祉部青少年家庭課	企画幹	林 和博
	〃 障がい福祉課	療育支援グループリーダー	俵 康弘
	〃 中央児童相談所	判定保護課長	真邊 玲子
	〃 心と体の相談センター	相談・判定課長	嶋田 隆
島根県教育委員会		教育長	藤原 孝行
	教育指導課	参事(教育指導課長)	矢野 英明
	特別支援教育課	課長	原田 雅史
	保健体育課		(欠席)
	社会教育課	社会教育主事	大森 伸一
	人権同和教育課	指導グループリーダー	森下 勇
	教育センター		(欠席)
事務局	教育指導課子ども安全支援室	室長	吉崎 朗
		調整監	長田 茂男
		企画幹	秋月 弘司
		指導主事	深田 新
		指導主事	小川 宏幸
		指導主事	野田 寛志
意見発表者	NPO法人YCスタジオ	理事長	木村 悦子

○島根県いじめ問題対策連絡協議会条例

平成26年7月11日

島根県条例第40号

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布する。

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体の連携を図るため、島根県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(構成)

第2条 協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者をもって構成する。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県いじめ問題対策連絡協議会要綱

(趣旨)

第1条 島根県いじめ問題対策連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）の組織、運営等に関しては、島根県いじめ問題対策連絡協議会条例（平成26年島根県条例第40号、以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(構成する組織)

第2条 条例第2条に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体並びにいじめ防止等に関する学識経験を有する者が所属する団体は、別表に掲げる機関及び団体（以下、「構成団体等」という。）とする。ただし、必要に応じて見直すことができる。

(協議事項)

第3条 連絡協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 構成団体等のいじめの防止等（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関する取り組みの把握
- (2) いじめの防止等のための対策等に関する有効な連携手法に係る情報交換
- (3) その他連絡協議会の目的を達成するために必要な情報の共有

(会議の開催)

第4条 連絡協議会は、原則として年1回以上開催する。

- 2 連絡協議会は、会長が招集し、会議を進行する。
- 3 連絡協議会は、原則として公開とする。

(協力要請)

第5条 連絡協議会は、必要があると認めるときは、連絡協議会に構成団体等以外の者の出席を求め、意見の聴取、情報の提供等必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の事務局は、教育庁教育指導課子ども安全支援室が担当する。

- 2 事務局の業務は、次に挙げるとおりとする。
 - (1) 連絡協議会の運営に関すること。
 - (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が事務局と協議して定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年9月12日から施行する。

(別表) 島根県いじめ問題対策連絡協議会構成機関一覧

分野	機関及び団体
教育 (学校) (市町村教委) (PTA)	島根県小学校長会
	島根県中学校長会
	島根県公立高等学校長協会
	島根県私立中学高等学校連盟
	島根県市町村教育委員会連合会
	島根県市町村教育長会
	島根県高等学校PTA連合会
	島根県PTA連合会
	島根県特別支援学校PTA連合会
	島根県私立中学高等学校PTA連合会
福祉	青少年育成島根県民会議
	島根県民生児童委員協議会
人権	松江地方法務局
	島根県人権擁護委員連合会
警察等	松江少年鑑別所
	島根県警察本部
相談窓口 (電話相談)	NPO法人ほっと・すぺーす21
	NPO法人チャイルドラインしまね
学識経験者等	国立大学法人島根大学教育学部
	島根県弁護士会
	島根県臨床心理士会
	島根県社会福祉士会
	島根県(総務部、環境生活部、健康福祉部)
	島根県教育委員会

事務局 島根県教育庁教育指導課

(参考) 島根県及び島根県教育委員会の参加部署

総務部・・・総務課

環境生活部・・・環境生活総務課、人権同和対策課

健康福祉部・・・青少年家庭課、障がい福祉課、中央児童相談所、心と体の相談センター

県教育委員会・・・教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、社会教育課、人権同和教育課
教育センター

平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について
(概要)

I 暴力行為の発生件数 (公立の小・中・高等学校)

【概要】	386件 (前年度323件)	※前年比 63件増 (19.5%増)
	○特に中学校が70件の増加	
	○特に器物損壊が30件の増加	

校種別 年度	公立小学校	公立中学校	公立高等学校	公立合計	県(国公立)	全国(国公立)
	発生件数 (1000人あたり)	発生件数 (1000人あたり)	発生件数 (1000人あたり)	発生件数 (1000人あたり)		
H21	76 (2.0)	185 (9.2)	49 (3.0)	310 (4.1)	326 (4.1)	4.3
H22	96 (2.5)	160 (8.2)	41 (2.5)	297 (4.0)	313 (4.0)	4.4
H23	102 (2.7)	381 (19.8)	30 (1.9)	513 (7.1)	532 (6.8)	4.0
H24	73 (2.0)	206 (10.9)	44 (2.8)	323 (4.5)	340 (4.5)	4.1
H25	87 (2.4)	276 (14.8)	23 (1.4)	386 (5.4)	410 (5.3)	4.3
			※23 (1.5)	※386 (5.5)	※410 (5.5)	※4.4

(平成25年度の数値は通信制高校を含む。※は通信制高校を含まない数値)

◎暴力行為に対する今後の対応

(1) 未然防止対策の推進

- ・言語活動の充実と対人関係づくり能力の育成
- ・児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくりを一層進め、児童生徒の所属感や自己肯定感を高める取組
- ・発達障がいへの正しい理解と適切な対応の推進
- ・子どもの変化を逃さない感性の強化と適切な支援体制

(2) 教育相談体制の充実、生徒指導体制の見直し、チーム等の組織対応の確立

(3) 幼稚園等と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携の強化

(4) 学校と関係諸機関との一層の連携強化

II いじめの認知件数 (公立の小・中・高等学校・特別支援学校)

【概要】	328件 (前年度458件)	※前年比 130件減 (28.4%減)
	○小学校と高等学校が大きく減少	
	○全体の93%が「解消」または「一定の解消」がなされている	
	○本人や保護者からの訴えにより発見する割合が高い	
	○公立学校の「学校いじめ防止基本方針」の策定率、校内組織の設置率は100%	

<公立学校>

校種別 年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	国公立合計	
	認知件数 (1000人あたり)	認知件数 (1000人あたり)	認知件数 (1000人あたり)	認知件数 (1000人あたり)	(1000人あたり)	県(国公立)	全国(国公立)
H21	85 (2.2)	71 (3.5)	38 (2.3)	2 (2.4)	196 (2.6)	206 (2.5)	(5.1)
H22	80 (2.1)	88 (4.5)	47 (2.9)	20 (22.8)	235 (3.2)	251 (3.1)	(5.6)
H23	85 (2.3)	79 (4.1)	33 (2.1)	5 (5.7)	202 (2.7)	212 (2.7)	(5.0)
H24	215 (5.9)	143 (7.6)	88 (5.7)	12 (13.1)	458 (6.4)	473 (6.1)	(14.3)
H25	135 (3.7)	140 (7.5)	48 (2.8)	5 (5.4)	328 (4.5)	344 (4.4)	(13.4)
			※48 (3.2)		※328 (4.6)	※344 (4.5)	※(13.6)

(平成25年度の数値は通信制高校を含む。※は通信制高校を含まない数値)

◎いじめの問題に対する今後の対応

- (1) いじめ防止対策推進法及び島根県いじめ防止基本方針に基づく取組の推進
 - ・関係機関との連携強化(いじめ問題対策連絡協議会)
 - ・いじめ等対応アドバイザーの活用
- (2) 学校の取組の一層の充実(学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進)
 - ・未然防止の取組の推進による魅力ある学校づくり(人権教育、道徳教育、体験活動の充実等)
 - ・日常の観察、面接、調査(アンケート)からの早期発見・対応
 - ・児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくり
 - ・「いじめ問題対応の手引」(県版)等を活用した校内研修の実施
- (3) スクールカウンセラー等の活用による教育相談体制の充実
- (4) いじめの未然防止や早期対応等の知識・技能の向上(生徒指導研修の充実)

Ⅲ 小・中学校の不登校児童生徒数 (公立の小・中学校)

【概要】小中計773人(前年度739人) ※前年比34人増(4.6%増) 小172人(前年度172人),中601人(前年度567人)
 ○特に中学校が34人の増加(特に中学1年生が27人の増加)
 ○不登校となったきっかけは、不安などの情緒的混乱、無気力、いじめを除く友人関係をめぐる問題が多い。
 ○指導の結果、登校できるようになった児童生徒が49人増加(5ポイント増)

<公立学校>

年度	校種別		合 計 (1000人あたり)	県(国公立)	全国(国公立)
	小学校 不登校児童数 (1000人あたり)	中学校 不登校生徒数 (1000人あたり)			
H21	197(5.1)	561(28.0)	758(12.9)	768(12.9)	11.5
H22	190(5.0)	561(28.7)	751(13.1)	762(13.0)	11.4
H23	189(5.0)	611(31.8)	800(14.1)	807(14.0)	11.2
H24	172(4.7)	567(30.1)	739(13.3)	751(13.3)	10.9
H25	172(4.7)	601(32.2)	773(14.1)	782(14.0)	11.7

<参考>小中学校(公立)理由別長期欠席者数(学校基本調査より) (割合%)

	校種	長期欠席者合計		病 気		経済的理由		不登校		その他	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
H25	島根県	945	1.72	101	0.18	0	—	773	1.41	71	0.13
	全 国	175,280	1.79	35,802	0.36	79	—	115,784	1.18	23,615	0.24
H24	島根県	930	1.68	100	0.18	0	—	739	1.33	91	0.16
	全 国	170,148	1.73	37,313	0.37	89	—	109,212	1.11	23,534	0.24

◎小・中学校の不登校児童生徒への今後の対応

- (1) 教育相談体制の充実
 - スクールカウンセラー活用事業(小80校、中97校に配置)
 - スクールソーシャルワーカー活用事業(17市町村に委託)
 - 子どもと親の相談員配置(小学校25校に配置) など
- (2) 小学校不登校等対応体制の充実
 - 不登校等対応体制充実事業
(子どもと親の相談員配置校に教頭・主幹教諭・教諭のいずれかを加配し、チーム対応)
- (3) 居場所づくりへの支援
 - 教育支援センター等運営事業(10市町12施設に補助)
- (4) 非常勤講師による支援体制の充実
 - クラスサポートティーチャーなどの配置(中1対象 14校に配置)
- (5) 児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくり

- 小1～中3まで「アンケートQ-U」を実施(年2回)
- 入学直後より「分かる授業」の工夫や「特別活動」の充実
- (6) 教職員の資質の向上
 - 生徒指導研修の充実
- (7) 派遣指導主事の市町教育委員会への配置

IV 高等学校長期欠席者のうち不登校の状況 (公立の高等学校)

【概要】295人(全日制187人、定時制108人) (前年度273人) ※前年比22人増(8.1%増)
 ○全日制が23人の増加
 ○不登校となったきっかけは、不安などの情緒的混乱、無気力、いじめを除く友人関係をめぐる問題が多い。

課程別 年度	全日制	定時制	公立合計	県(国公立)	全国(国公立)
	不登校生徒数 (1000人あたり)	不登校生徒数 (1000人あたり)	不登校生徒数 (1000人あたり)		
H21	184 (11.4)	39 (102.4)	223 (13.5)	359 (17.5)	15.5
H22	195 (12.3)	31 (75.2)	226 (13.9)	362 (17.9)	16.6
H23	198 (12.7)	121 (288.8)	319 (20.0)	431 (21.5)	16.8
H24	164 (10.8)	109 (275.9)	273 (17.6)	337 (17.2)	17.2
H25	187 (12.6)	108 (298.3)	295 (19.4)	389 (20.4)	16.7

◎高等学校不登校生徒への今後の対応

- (1) 中高連携による早期の情報共有
- (2) 教育相談体制の充実
 - スクールカウンセラー活用事業(高40校、特6校に配置)
 - スクールソーシャルワーカー活用事業 (宍道高校と浜田高校定時制に配置、他の県立学校へは派遣)
 - 教育相談員の配置(宍道高校と浜田高校定時制に配置)
- (3) 生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくり
 - 「アンケートQ-U」の活用(高1・高2を対象、年2回)
 - 入学直後より「分かる授業」の工夫や「特別活動」の充実
- (4) 教職員の資質の向上
 - 生徒指導研修の充実
 - 学校訪問による指導・助言

V 高等学校中途退学者の状況 (公立の高等学校)

【概要】143人(全日制88人、定時制42人、通信制13人) ※通信制を含まない前年比 同数(±0)
 ○中途退学の理由は、進路変更、学校生活・学業不適應が多い。

課程別 年度	公立全日制	公立定時制	公立通信制	公立高校合計	県(国公立)	全国(国公立)
	中途退学者数 (中途退学率)	中途退学者数 (中途退学率)	中途退学者数 (中途退学率)	中途退学者数 (中途退学率)		
H21	75 (0.5)	32 (8.4)		107 (0.7)	229 (1.1)	1.7
H22	93 (0.6)	43 (10.4)		136 (0.8)	233 (1.2)	1.6
H23	101 (0.6)	47 (11.2)		148 (0.9)	264 (1.3)	1.6
H24	84 (0.6)	46 (11.6)		130 (0.8)	229 (1.2)	1.5
H25	88 (0.6)	42 (11.6)	13 (0.8)	143 (0.9) ※130 (0.9)	293 (1.4) ※280 (1.5)	1.7 ※1.5

(平成25年度の数値は通信制高校を含む。※は通信制高校を含まない数値)

◎高等学校中途退学予防等への対応

- (1) 中高連携による早期の情報共有
- (2) 教育相談体制の充実
 - スクールカウンセラー活用事業(高40校、特6校に配置)
 - スクールソーシャルワーカー活用事業 (宍道高校と浜田高校定時制に配置、他の県立学校へは派遣)
 - 教育相談員の配置(宍道高校と浜田高校定時制に配置)
- (4) 生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくり
 - 「アンケートQ-U」を実施(高1・高2を対象、年2回)
 - 入学直後より「分かる授業」の工夫や「特別活動」の充実
- (5) 教職員の資質の向上
 - 生徒指導研修の充実 ○学校訪問による指導・助言
- (6) 中途退学者への支援
 - 連絡調整員の配置(宍道高校及び浜田高校定時制)

平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について（詳細）

I 暴力行為の発生状況（公立の小・中・高等学校）

386件（前年度323件） ※前年比 63件増（19.5%増）

(1) 暴力行為を起こした児童生徒が在籍する学校数 ※（ ）内数値…前年度

学校内…78校(79) [小 2 2 (26)、中 4 2 (34)、高 1 4 (19)]
 学校外…15校(13) [小 4 (0)、中 1 0 (8)、高 1 (5)]

(2) 形態別 ※（ ）内数値…前年度

- ①対教師暴力 54件(55) [小 2 2 (25)、中 3 2 (25)、高 0 (5)]
 加害児童生徒数 44人(38) (小 1 1 (17)、中 3 3 (17)、高 0 (4))
- ②生徒間暴力 219件(193) [小 4 1 (31)、中 1 5 7 (130)、高 2 1 (32)]
 加害児童生徒数 234人(194) (小 4 7 (29)、中 1 5 2 (121)、高 3 5 (44))
- ③対人暴力 14件(6) [小 1 (0)、中 1 2 (6)、高 1 (0)]
 加害児童生徒数 15人(8) (小 1 (0)、中 1 3 (8)、高 1 (0))
- ④器物損壊 99件(69) [小 2 3 (17)、中 7 5 (45)、高 1 (7)]
 加害児童生徒数 146人(99) (小 3 1 (34)、中 1 1 4 (58)、高 1 (7))

(3) 加害児童生徒の学年別内訳 ※（ ）女子で内数

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3・4	合計
H25	2 (0)	3 (0)	19 (0)	17 (1)	10 (2)	39 (7)	66 (1)	135 (21)	111 (13)	20 (1)	11 (0)	6 (0)	439 (46)
H24	7 (1)	2 (1)	21 (2)	12 (2)	11 (0)	27 (3)	64 (5)	72 (4)	68 (6)	21 (0)	23 (2)	11 (1)	339 (27)

(4) 小・中学校及び市町村教育委員会で出席停止の措置がとられた児童生徒
 0人（平成24年度 0人）

(5) 高等学校で退学、停学、訓告等の措置がとられた加害生徒数

	退学・転学		停学	謹慎	訓告	合計
	(懲戒処分としての退学)	その他				
H25年度	0	0	20	11	6	37
H24年度	0	1	22	15	9	47

(6) 加害児童生徒に対する関係機関の措置別人数 ※（ ）内数値…前年度

	警察補導	家庭裁判所	少年刑務所	少年院	保護観察	児童自立支援施設	児童相談所	合計
H25年度	2	1	0	0	3	1	4	11
H24年度	3	3	0	0	0	0	7	13

(7) 加害生徒に対する学校の対応(複数回答)

		指導した者					連携した機関等					指導等の内容							
		学級担任や他の教員が指導	養護教諭が指導	校長・教頭が指導	スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリング	その他の者が指導	警察等の刑事司法機関等と連携した対応	児童相談所等の福祉機関等と連携した対応	病院等の医療機関等と連携した対応	その他の専門的な関係機関等と連携した対応	地域の人材や団体等と連携した対応	被害者等に対する謝罪指導	友人関係を改善するための指導	ルール徹底や規範意識を醸成するための指導	個別に学習支援	当該児童生徒が意欲を持って活動できる場を用意	教職員との関係改善	保護者の協力を求めて、家族関係等の改善・調整	その他
2 5 年 高 度	小	68	5	40	7	9	1	9	6	7	2	61	46	42	17	13	16	23	0
	中	263	31	98	12	21	23	30	12	6	4	217	149	224	19	45	30	100	0
	高	37	10	34	6	14	3	2	3	2	1	26	23	26	14	9	3	16	0
	計	368	46	172	25	44	27	41	21	15	7	304	218	292	50	67	49	139	0
2 4 年 高 度	小	64	20	61	18	20	2	6	5	3	0	63	34	51	18	28	24	37	0
	中	175	10	55	8	9	9	16	11	14	0	143	87	153	14	24	26	80	0
	高	55	5	52	3	5	1	0	1	1	1	50	34	48	7	3	2	37	0
	計	294	35	168	29	34	12	22	17	18	1	256	155	252	39	55	52	154	0

II いじめの発生状況(公立の小・中・高等学校及び特別支援学校)

328件(前年度458件) ※前年比130件減(28.4%減)

- (1) いじめを認知した学校数 ※()内数値…前年度
142校(163) [小73(88)、中48(50)、高17(23)、特4(2)]
- (2) 警察に相談・通報した学校数・件数 ※()内数値…前年度
学校数 5校(6) [小2(0)、中1(2)、高2(2)、特0(2)]
件数 6件(6) [小2(0)、中2(2)、高2(2)、特0(2)]

(3) いじめの現在の状況 ※()内数値…前年度

	解消しているもの	一定の解消が図られたが、継続支援中	解消に向けて取組み中	他校への転学、退学等	合計
小	104(188)	28(25)	2(2)	1(0)	135(215)
中	85(107)	43(31)	10(3)	2(2)	140(143)
高	35(71)	7(14)	5(0)	1(3)	48(88)
特	4(10)	0(2)	1(0)	0(0)	5(12)
計	228(376)	78(72)	18(5)	4(5)	328(458)

(4) いじめの認知件数の学年別内訳 ※()内は女子で内数

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3・4	特	合計
H25 年度	5 (3)	7 (4)	29 (12)	30 (12)	35 (17)	29 (18)	74 (29)	56 (16)	10 (5)	31 (12)	8 (2)	9 (3)	5 (2)	328 (135)
H24 年度	12 (6)	13 (8)	47 (12)	33 (17)	57 (22)	53 (30)	58 (29)	63 (32)	22 (13)	40 (18)	28 (16)	20 (13)	12 (1)	458 (217)

(5) いじめの発見のきっかけ

H25年度	学校の教職員等が発見 (94 件)					学校の教職員以外からの情報により発見 (234 件)								合計
	学級担任が発見	学級担任以外の教職員が発見	養護教諭が発見	クラブ等の外部の相談員が発見	アンケート調査など学校の取組により発見	本人からの訴え	当該児童生徒の保護者からの訴え	他の児童生徒からの情報	他の児童生徒の保護者からの情報	地域の住民からの情報	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの連絡	その他(匿名による投書など)		
小	23	13	1	0	1	17	57	9	11	1	1	1	135	
中	14	13	2	1	2	50	38	11	8	0	0	1	140	
高	2	2	0	0	19	13	4	3	5	0	0	0	48	
特	0	1	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	5	
計	39	29	3	1	22	82	100	24	24	1	1	2	328	
H24年度	学校の教職員等が発見 (164 件)					学校の教職員以外からの情報により発見 (294 件)								合計
	学級担任に相談	学級担任以外の教職員に相談	養護教諭に相談	スクールカウンセラー等の相談員に相談	学校以外の相談機関に相談	保護者や家族等に相談	友人に相談	その他(地域の人の人など)	誰にも相談していない					
小	42	7	0	0	17	46	67	20	8	3	4	1	215	
中	20	14	0	1	3	47	33	13	8	1	1	2	143	
高	1	0	0	0	52	22	8	4	1	0	0	0	88	
特	5	2	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	12	
計	68	23	0	1	72	119	109	37	17	4	5	3	458	

(6) いじめられた児童生徒の相談の状況(複数回答)

H25年度	学級担任に相談	学級担任以外の教職員に相談	養護教諭に相談	スクールカウンセラー等の相談員に相談	学校以外の相談機関に相談	保護者や家族等に相談	友人に相談	その他(地域の人の人など)	誰にも相談していない	合計
中	74	24	17	10	5	59	11	0	6	206
高	25	10	5	3	0	20	6	0	10	79
特	3	1	0	1	0	2	1	0	0	8
計	184	67	41	18	9	173	23	1	25	541
H24年度	学級担任に相談	学級担任以外の教職員に相談	養護教諭に相談	スクールカウンセラー等の相談員に相談	学校以外の相談機関に相談	保護者や家族等に相談	友人に相談	その他(地域の人の人など)	誰にも相談していない	合計
中	94	46	27	16	13	57	10	0	11	274
高	53	23	11	10	4	37	21	1	8	168
特	5	0	0	0	0	2	0	1	4	12
計	316	106	66	35	23	199	38	5	29	817

(7) いじめの態様(複数回答)

H25年度	冷やかしの、からかい、悪口、脅し文句、いやなことを言われる	仲間はずれ、集団による無視をされる	軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする	ひどくぶつかられる、叩かれたり蹴られたりする	金品をたかられる	金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる	その他	合計
中	79	25	51	6	13	8	19	12	3	216
高	31	8	9	5	3	3	3	23	1	86
特	2	0	0	0	0	1	1	0	1	5
計	205	69	106	17	18	22	35	37	10	519
H24年度	冷やかしの、からかい、悪口、脅し文句、いやなことを言われる	仲間はずれ、集団による無視をされる	軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする	ひどくぶつかられる、叩かれたり蹴られたりする	金品をたかられる	金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる	その他	合計
中	94	33	27	7	5	20	12	13	5	216
高	68	20	14	7	6	5	8	22	2	152
特	8	0	3	0	0	1	4	1	2	19
計	311	102	88	19	11	34	50	41	26	682

(8) いじめの対応状況

① いじめる児童生徒への対応(複数回答)

		学級担任や他の教職員が状況を聞く	養護教諭が状況を聞く	スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く	スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う	学級担任や他の教職員が指導	養護教諭が指導	校長、教頭が指導	別室指導	グループ替えや席替え、学級替え等	退学・転学 懲戒処分としての退学	その他	停学	出席停止	自宅学習・自宅謹慎	訓告	保護者への報告	いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	関係機関等との連携	その他	合計
		H25年度	小	125	23	4	7	118	9	61	45	25	—	0	—	0	—	0	106	88	8
	中	127	13	4	10	127	6	35	17	6	0	0	—	0	—	0	105	92	18	1	561
	高	36	3	1	2	19	4	8	8	2	0	1	12	—	6	2	14	16	4	2	140
	特	5	0	0	1	5	0	2	3	0	0	1	0	—	1	0	5	4	1	0	28
	計	293	39	9	20	269	19	106	73	33	0	2	12	0	7	2	230	200	31	4	1349
H24年度	小	198	34	4	7	184	17	89	52	48	—	0	—	0	—	0	132	141	12	1	919
	中	121	13	3	7	127	15	36	19	5	0	0	—	0	—	3	118	93	11	0	571
	高	41	4	2	2	34	3	17	4	0	0	1	12	—	1	4	12	13	2	19	171
	特	10	0	0	2	11	0	0	2	2	0	0	1	—	1	1	8	2	2	2	44
	計	370	51	9	18	356	35	142	77	55	0	1	13	0	2	8	270	249	27	22	1705

② いじめられた児童生徒への対応(複数回答)

		学級担任や他の教職員が状況を聞く	養護教諭が状況を聞く	スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く	学級担任や他の教職員が継続的に面談しケアを行う	養護教諭が継続的に面談しケアを行う	スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う	別室を提供、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保	緊急避難としての欠席	他の児童生徒に対し助力・支援を個別に依頼	学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	グループ替えや席替え、学級替え等	当該いじめについて教育委員会と連携して対応	児童相談所等関係機関と連携した対応	その他	合計
		H25年度	小	130	43	7	114	31	10	14	3	30	62	35	32	4
	中	137	27	12	67	45	16	16	9	28	65	9	25	4	0	460
	高	44	9	5	25	7	5	5	2	3	14	3	3	0	2	127
	特	4	1	1	4	0	1	0	0	1	2	0	0	1	0	15
	計	315	80	25	210	83	32	35	14	62	143	47	60	9	6	1121
H24年度	小	210	47	12	162	30	9	18	9	62	88	45	34	3	3	732
	中	136	44	18	86	24	19	23	5	28	47	10	17	3	4	464
	高	69	16	6	47	8	7	5	4	11	14	1	3	0	11	202
	特	11	0	1	4	1	1	1	1	0	1	4	2	1	1	29
	計	426	107	37	299	63	36	47	19	101	150	60	56	7	19	1427

(9) いじめ防止対策推進法に関して (※平成26年10月1日時点の状況)

① いじめ防止対策推進法第13条に基づく「学校いじめ防止基本方針」を策定した学校数(公立)

・小学校 215校(100%)、中学校 99校(100%)、高等学校 38校(100%)、特別支援学校 12校(100%)

② いじめ防止対策推進法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置した学校数(公立)

・小学校 215校(100%)、中学校 99校(100%)、高等学校 38校(100%)、特別支援学校 12校(100%)

- ③ いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数
- ・島根県は策定済
 - ・島根県19市町村の状況(単位:市町村)
策定済(8) 策定に向けて検討中(9) 策定するかどうかを検討中(2) 策定しない(0)
- ④ いじめ防止対策推進法第14条1項に規定する「いじめ問題対策協議会」を設置した自治体数
- ・島根県は条例により設置済
 - ・島根県19市町村の状況(単位:市町村)
条例による設置(2) 条例による設置ではないが、法の主旨を踏まえた会議体を設置(2)
設置に向けて検討中(11) 設置するかどうかを検討中(2) 策定しない(2)
- ⑤ いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により「重大事態」の調査又は再調査を行うための期間を設置した自治体数

<島根県>

ア 教育委員会の附属機関

- ・島根県は条例により設置済

イ 地方公共団体の長の附属機関(法第30条第2項の附属機関)

- ・島根県は条例により設置済

ウ 地方公共団体の長の附属機関(法第31条第2項の附属機関)

- ・島根県は条例により設置済

<島根県19市町村>

ア 教育委員会の附属機関

- ・島根県19市町村の状況(単位:市町村)

設置済(3) 設置に向けて検討中(8) 設置するかどうかを検討中(8) 策定しない(0)

イ 地方公共団体の長の附属機関

- ・島根県19市町村の状況(単位:市町村)

設置済(3) 設置に向けて検討中(8) 設置するかどうかを検討中(6) 策定しない(2)

Ⅲ 不登校の状況 (公立の小・中学校)

773人 (前年度739人) ※前年比34人増(4.6%増)
(小172人(前年度172人)、中601人(前年度567人))

① 不登校児童生徒が在籍する学校数

平成25年度(320校(小220、中100校)のうち)……155校 [小77校、中78校]
平成24年度(336校(小229、中107校)のうち)……161校 [小81校、中80校]

② 不登校児童生徒の学年別内訳

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
H25年度	5	11	20	29	50	57	159	209	233	773
H24年度	7	8	16	30	49	62	132	214	221	739

③ 不登校となったきっかけと考えられる状況（複数回答）

区 分		平成25年度			平成24年度		
		小	中	計	小	中	計
学校に係 る状況	いじめ	2	12	14	1	15	16
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	26	127	153	24	131	155
	教職員との関係をめぐる問題	5	13	18	5	4	9
	学業の不振	13	49	62	13	42	55
	進路にかかる不安	1	7	8	2	11	13
	クラブ活動、部活動等への不適応	0	17	17	0	27	27
	学校のきまり等をめぐる問題	0	3	3	0	1	1
	入学、転編入学、進級時の不適応	3	15	18	3	11	14
家庭に係 る状況	家庭の生活環境の急激な変化	12	27	39	10	24	34
	親子関係をめぐる問題	34	61	95	23	39	62
	家庭内の不和	12	19	31	9	28	37
本人に係 る状況	病気による欠席	10	38	48	8	30	38
	あそび・非行	2	24	26	1	26	27
	無気力	38	106	144	31	116	147
	不安など情緒的混乱	52	156	208	52	143	195
	意図的な拒否	10	39	49	9	21	30
	その他本人に関わる問題	10	29	39	6	27	33
その他	4	3	7	8	2	10	
不 明	7	10	17	5	3	8	
計		241	755	996	210	701	911

④ 不登校児童生徒への指導結果状況

○指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒

- ・平成25年度 不登校児童生徒773人のうち270人 [小 71人、中 199人]
- ・平成24年度 不登校児童生徒739人のうち221人 [小 57人、中 164人]

○継続した登校には至らないが好ましい変化がみられるようになった児童生徒

- ・平成25年度 不登校児童生徒773人のうち119人 [小 21人、中 98人]
- ・平成24年度 不登校児童生徒739人のうち129人 [小 32人、中 97人]

IV 高等学校長期欠席者(公立高等学校における不登校生徒数)の状況

295人(全日制 187人、定時制 108人)
(前年度 273人) ※前年比22人増(8.1%増)

① 理由別長期欠席者数 (全日制及び定時制高等学校)

	在籍者数	理由別長期欠席者数				計
		病気	経済的理由	不登校	その他	
H25年度	15,185	31(0.20%)	4(0.03%)	295(1.94%)	1(0.01%)	331(2.18%)
H24年度	15,522	19(0.12%)	1(0.00%)	273(1.76%)	8(0.05%)	301(1.94%)

② 不登校となったきっかけと考えられる状況(複数回答)

区分		H25	H24
学校に係る状況	いじめ	6	4
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	34	20
	教職員との関係をめぐる問題	1	3
	学業の不振	13	20
	進路にかかる不安	11	12
	クラブ活動、部活動等への不適應	2	5
	学校のきまり等をめぐる問題	1	3
	入学、転編入学、進級時の不適應	20	13
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	2	9
	親子関係をめぐる問題	8	13
	家庭内の不和	5	7
本人に係る状況	病気による欠席	35	25
	あそび・非行	12	19
	無気力	51	44
	不安など情緒的混乱	84	86
	意図的な拒否	18	15
	その他本人に関わる問題	18	6
その他		4	2
不明		12	3
計		337	309

③ 不登校生徒のうち中途退学・原級留置になった生徒数

- 中途退学 平成25年度 65人(22.0%) (全日制28、定時制37)
平成24年度 66人(24.2%) (全日制26、定時制40)
- 原級留置 平成25年度 35人(11.9%) (全日制33、定時制2)
平成24年度 49人(17.9%) (全日制40、定時制9)

V 高等学校中途退学者(公立高等学校中途退学者)の状況

130人(全日制 88人、定時制 42人) ※通信制 13人
(前年度130人) ※前年比 同数(±0)

① 退学者数(H25年度は通信制を含む)

H 25年度	学業不振	学校生活・学業不応	進路変更	病気・けが・死亡等	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他	合計
1年生	2	11	22	2	0	2	4	3	46
2年生	5	9	8	0	0	0	0	0	22
3年生	0	5	12	0	0	1	0	0	18
4年生	0	0	1	0	0	0	0	0	1
単位制	0	24	25	0	0	2	3	2	56
合計	7	49	68	2	0	5	7	5	143

H 24年度	学業不振	学校生活・学業不応	進路変更	病気・けが・死亡等	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他	合計
1年生	2	14	19	1	0	1	1	0	38
2年生	1	8	16	0	0	1	3	0	29
3年生	0	6	3	0	0	1	2	0	12
4年生	2	0	2	0	0	1	0	0	5
単位制	0	25	10	1	0	1	9	0	46
合計	5	53	50	2	0	5	15	0	130

② 懲戒による退学者数

- ・平成25年度 全退学生徒 143人のうち0人
- ・平成24年度 全退学生徒 130人のうち1人

③ 原級留置者数 ※ ()は前年度

1年生… 30人(33) 2年生… 24人(27) 3年生… 8人(5)
4年生以上… 0人(1) 単位制… 1人(2) 合計… 63人(68)

VI 教育相談の状況

教育相談件数 8,764件(前年度 7,622件、前年度より 1,142件の増)

○県教育機関所管機関の相談件数は 1,504件、前年度より 40件減少

○市町村教育委員会所管機関の相談件数は 7,260件、前年度より 1,182件増加

年度	相談件数	相談件数
	県教育機関所管機関	市町村教育委員会所管機関
H21	1,492	5,000
H22	1,302	5,247
H23	1,197	4,709
H24	1,544	6,078
H25	1,504	7,260

いじめの重大事態に係る島根県生徒指導審議会の対応について(案)

教育指導課子ども安全支援室

1. 審議会が調査する案件

県教育委員会（以下「県教委」という。）が調査主体となった案件について調査を行う。

県教委が調査主体となる案件（原則として）

- ①重大事態が自死事案の場合
- ②学校の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合
- ③学校で調査を行ったが、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に十分な結果が得られないと教育委員会が判断した場合

2. 審議会における調査体制

対象事案の調査については、審議会委員の中から適切と思われる委員を複数人選定し、調査体制を構築する。選定は、原則、生徒指導審議会において決定することとするが、緊急の場合においては、会長が選考し、各委員の承諾を得る。

上記調査体制により調査した内容の審議については、審議会において検討する。

3. 調査の実施について

調査の実施については、重大事態の案件に応じて、その内容や手法は異なるが、以下の手順を参考とする。

①調査計画を立てる

- ・調査の計画と見通しを立てて、県教委と共通理解を図る
- ・調査の趣旨の確認、調査方法や期間、子どもや保護者への説明の見通し等の検討
- ・得られた情報の取り扱いについて、方針を立てる

②学校からの確認

- ・学校における基本調査（指導要録、子どもの学校生活の記録、教職員等が把握している内容などの調査）の経過、方法、結果などを確認する。

③学校以外の関係機関への聞き取り

- ・医療、福祉関係機関など、これまで児童生徒に対応していた機関等があれば、聞き取りを依頼する。

④児童生徒からの情報収集

- ・いじめを受けた児童生徒からの聞き取りはその児童生徒を守ることを最優先に考えて行う。
- ・事情や心情を聴取し、状況に合わせてケアを行う。
- ・児童生徒から広く情報を求める必要がある場合は、事前にいじめを受けた児童生徒やその保護者の了解を得て、アンケート調査や聞き取り調査を行う。
- ・アンケート調査を行う場合は、事前に調査結果の取扱方針を立てて、いじめを受けた児童生徒の保護者に説明する。また、調査結果の取り扱いについて、対象となる子どもやその保護者に説明する。
- ・児童生徒から直接聞き取りを行う場合は、できるだけ複数の対応者で行う。
- ・得られた情報については、できるだけ事実確認を行う。

⑤情報の整理

- ・様々な情報を、学校生活に関すること、個人に関すること、家庭に関すること等に区分し、直接見聞きした情報と伝聞情報とを整理し、それぞれに事実確認ができたこと、できなかったことを分けて整理する。

⑥分析評価と再発防止への提言

- ・分析評価は、客観的に中立的な視点を持って、できるだけ総合的に行う。
- ・基本的に構成員が一致した見解を取りまとめる方向で調整する必要があるが、複数の視点から分析評価を取りまとめることもあり得る。
- ・信憑性が不十分なものについては、分析評価をはできない。
- ・分析評価の結果、いろいろな要因が明らかになると思われるが、それぞれの要因ごとにいじめの再発防止のために何が必要かという視点から、今後の改善策を可能な範囲でまとめる。

⑦いじめを受けた児童生徒やその保護者への情報提供

- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、県教委が経過報告も含めて説明を行う際に、必要に応じて、同席する。

いじめの重大事態の流れ

《根拠法：いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)》

【事案の確認】(法第23条第2項)

○学校は、いじめの事実の有無の確認を行い、その結果を学校設置者に報告する。

【重大事態】

○重大事態の定義は以下のとおり。(法第28条第1項)

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ↳(国の基本方針による)年間30日を目安

○学校は、重大事態が発生した旨を、教育委員会を通じて知事に報告する。(法第30条第1項)

【調査】(法第28条第1項)

- 重大事態に対処し、及び同種の事態の再発の防止に資するため
- 学校設置者又は学校は、その下に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確するための調査を行う。

【再調査】(法第30条第2項)

- 重大事態の報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

『県教育委員会が調査主体となる場合』

